

障がい者施策 利用料軽減・ホームへの独自補助

(2009年9月1日現在・自治体キャラバンまとめ)

※ホームへの独自補助をおこなっているのは16市(26%)となっている。
 ※愛知県では、グループホーム・ケアホームの整備については、新築及び改修に対する助成、住居を借り上げる際に発生する初度の敷金及び礼金に対する助成、また、開設準備費とし初度備品等に対する助成を行うなど、自己所有、賃貸のどちらのケースの整備にも対応した支援策を国と県において講じている。また、市町村と共同して共同生活介護・共同生活援助事業費補助金を2007年度から創設し、運営費に対する補助を実施している。

市町村名	地域生活支援事業(移動支援・地域活動支援センター・日常生活用具等)の利用料の独自の軽減制度や、ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助、運営費補助制度について			※軽減内容、補助内容、2008年度実績
	国制度と同じ	利用料軽減制度を設けている	ホームへの独自補助制度等を設けている	
合計	29	32	16	
1 名古屋市		○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・移動支援事業及びデイサービス型地域活動支援事業における利用者負担上限月額の設定 ・日常生活用具:ストマ用装具(紙おむつ等・洗腸装具含む)の利用者負担額は、利用本人(18歳未満の場合は保護者)が市民税非課税の場合、販売価格の5%負担。また、月額上限負担額の区分を、生活保護0円、市民税非課税15,000円、市民税課税37,200円としている。 ※ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助、運営費補助制度あり。
2 豊橋市		○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスと、利用者負担の利用者負担を合算して上限月額を超えた額について独自に助成 ・ケアホーム・グループホームの初度設備補助(補助率1/2・限度額30万円)[2008年度実績 10カ所 1,859千円] ・ケアホーム・グループホームの運営費補助(ケアホーム:1人700円/日、グループホーム:1人400円/日)[2008年度実績 ケアホーム:35,531人日 24,871,700円 グループホーム:5,876人日 2,350,400円]
3 岡崎市		○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具等については、上限額の設定ではなく、所得に応じた利用者負担割合を設定。 ・グループホーム・ケアホーム建設補助について、国の補助要綱から外れているNPO法人に対しても市単独での同建設補助を行っている。ただし、実績無し。
4 一宮市	○			<ul style="list-style-type: none"> ・建設費について、国・県の補助金が交付された場合、国の補助額の1/4を補助する。2008年度 1カ所 2,616,000円
5 瀬戸市	○			
6 半田市		○		<ul style="list-style-type: none"> ・利用者負担を所得に応じて10%、6%、4%、0%としている。・移動支援、地域活動支援センター、日中一時支援等の上限額を合算上限としている。※国の上限額の範囲内
7 春日井市		○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者負担については、障がい福祉サービスと地域生活支援事業のうち、移動支援や地域活動支援センターなどの利用者負担を合算して、国が定める負担上現額を適用している。 ・グループホームの建設費等については、春日井市障害福祉課等整備補助要綱に基づき助成している。(2008年度実績 無し)
8 豊川市		○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援事業(移動支援・日中一時支援・地域活動支援センター・訪問入浴サービス)の利用者で障害福祉サービスも利用している者については、上限負担額を国の基準額が上限となるようにしている。→3,519千円 ・ケアホーム・グループホームの初度備品・敷金・礼金にかかる補助基本額1/4を上限として補助する。→0円
9 津島市	○			
10 碧南市		○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問入浴サービス事業、利用者負担無料 実績(利用者:7名 利用回数443回) ・碧南市知的障害者グループホーム等設備事業補助金交付規定実績無し

市町村名		地域生活支援事業(移動支援・地域活動支援センター・日常生活用具等)の利用料の独自の軽減制度や、ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助、運営費補助制度について			
		国制度と同じ	利用料軽減制度を設けている	ホームへの独自補助制度等を設けている	※軽減内容、補助内容、2008年度実績
11	刈谷市		○	○	〈日常生活用具の利用料負担軽減〉補装具と日常生活用具を合算して、利用料負担の上限額を設定している。 〈グループホーム設置・運営に対する補助制度〉「グループホーム等施設整備推進事業」により、設置等・運営費補助の予算化(2009年度から)
12	豊田市		○	○	・移動支援については、給付事業として介護給付および訓練等給付とともに1割負担の総合上限管理を行っている。日常生活用具については補装具と同じ。市内に2カ所ある地域活動支援センター(I型)は、日中の居場所とし障がい者が自由に利用できる場として開設しているため、自立支援法施行時から、利用者負担金は徴収していない。 ・ケアホーム・グループホームに関しては、法人種別を問わず建設費・買取費・改修費・賃借運営費・運営費・開設準備費の補助を行っている。(20件 23,060千円)
13	安城市		○	○	・移動支援・地域活動支援センター等の各利用者負担額は介護給付等の利用者負担額と合算し、介護給付等の負担上限額を超過した分については償還払いをしている。(2008年度実績 支払総額:1,281,253円、対象者:91人) 補装具と日常生活用具の利用者負担額についても、合算して、補装具の負担上限額を超過した分については償還払いをしている。(2008年度実績 支払総額:30,825円、対象者:4人) ・利用者の入院等により30日以上継続して利用がなかったため収入が減少したケアホームに対し、利用しなかった日数分の報酬に相当する額の1/2の額を助成している。(2008年度実績:無し)
14	西尾市		○		移動支援については、日常生活用具を除く地域生活支援事業にかかる利用料を合算し、負担上限額を適用。日常生活用具については、低所得1の方は自己負担割合を4%に、低所得2の方は6%に軽減。利用料は補装具と合算し、負担上限額による軽減を実施。
15	蒲郡市	○			
16	犬山市		○		・利用者負担上限額の設定を障害福祉サービスの設定により軽減。 【地域生活支援事業利用者負担月額市独自軽減措置】生活保護:0円、低所得1・2:1,500円、一般:9,300円 ・地域生活支援センター「ふれんど」…市町村民税非課税の方は無料、その他は1日100円から300円 月額上限を2,200円 ・地域活動支援センター「希楽里」…利用者負担無料・日常生活用具…紙おむつ、ストマーについては利用者負担を5% ・ケアホーム・グループホームの建設・設置補助、運営費補助制度はない
17	常滑市	○			
18	江南市		○	○	・移動支援は、低所得非課税者に対する利用者負担を5%に軽減。地域活動支援センターは、低所得世帯1回200円、一般世帯1回300円の負担額を設定。 ・ケアホーム・グループホームの建設など社会福祉施設整備に対する補助は、実施している。
19	小牧市		○	○	・日常生活用具についての利用者負担額を5%としている。(2008年度実績:1,746件) ・グループホーム、ケアホーム建設設置費補助要綱有(2008年度実績:0件) ・グループホーム、ケアホーム運営費補助要綱有(2008年度実績:14名)
20	稲沢市		○		軽減措置(非課税の場合5%)を設けており、特に利用の高いストマー装具及び紙おむつについては、通常の1/2軽減。
21	新城市		○		障害福祉サービスと地域生活支援サービスを同一人が、同一月に利用した場合で、障害者サービスで定められた上限負担額を超えているときは、地域生活支援サービスに係る負担額も返還。

市町村名		地域生活支援事業(移動支援・地域活動支援センター・日常生活用具等)の利用料の独自の軽減制度や、ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助、運営費補助制度について			
		国制度と同じ	利用料軽減制度を設けている	ホームへの独自補助制度等を設けている	※軽減内容、補助内容、2008年度実績
22	東海市		○	○	・地域活動支援センターの利用料は無料。 ・市独自にケアホーム・グループホームの建設・設置費について補助する方針である。平成20年度の市独自のケアホーム・グループホームの建設・設置費補助及び同運営費補助実績は、事業計画がなかったためない。
23	大府市		○	○	・精神障害者の地域活動支援センターの利用料を無料。日常生活用具給付や移動支援は、軽減措置として、市民税非課税世帯については5%負担とし、月額上限も国制度と同様に設定。 ・グループホーム・ケアホームには、現在建設時とその後の運営に対して補助。
24	知多市		○		・地域活動支援センターの利用料を無料。 ・小規模なグループホーム、ケアホーム運営事業者に対し、県とともに利用者1人1日あたり400円又は700円を助成している。2008年度実績、4,727人/日、2,759,900円
25	知立市		○	○	・ア、移動支援・日中一時支援・地域活動支援センターの自己負担と障害福祉サービスの利用者負担と合算して上限額を適用している。イ、補装具と日常生活用具も利用者負担を合算し、上限額を適用している。(2008年度軽減実績ア、24件 290,060円 イ、実績なし) ・ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助、運営費補助制度については、現段階では、考えていない。なお、新設ケアホームの建設に際し、土地について無償で提供している。
26	尾張旭市	○			ホーム建設用地の提供については、立地条件等が合えば協力。
27	高浜市		○	○	・利用料の軽減については左記のとおり。(実績額:約300千円) ・ケアホーム・グループホームの建設・設置費に対する補助については、社会福祉法人が行った場合にその費用の一部を助成する制度を設けている。
28	岩倉市	○			
29	豊明市		○		移動支援地域生活支援センター、日中一時支援は利用者及びその配偶者が市町村民税非課税の場合は利用者負担を3%、市民税所得割の額が16万円未満の場合は5%を適用している。また、日常生活用具は利用者及びその配偶者が市町村民税非課税の場合は5%を適用している。
30	日進市	○			
31	田原市		○		・移動支援、地域生活支援センター、日中一時支援については、障害福祉サービスの利用者負担上限月額と合算した月額上限とし、利用者の負担を軽減している。 ・必要に応じ建設・設置費補助の内容検討を行いたい。
32	愛西市	○			
33	清須市		○		同一の月に受けた自立支援給付に係る利用者負担額と地域生活支援事業(日常生活用具給付等事業及び助成事業を除く)に係る利用者負担額を合計して、法律の定める限度額とする市独自の軽減制度(高額地域生活支援給付費)を設けている。※2008年度高額地域生活支援給付費事業費397,367円
34	北名古屋市		○	○	・地域生活支援事業(移動支援・地域生活支援センター・日常生活用具等)は利用料なし。 ・ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助:敷金礼金・・・補助規準額 400,000円×1/2 初年度備品費・・・補助基準額 60,000円×1/2(炊事用備品・事務用備品等)
35	弥富市	○			
36	東郷町	○			
37	長久手町	○			
38	豊山町	○			
39	春日町	○			

市町村名		地域生活支援事業(移動支援・地域活動支援センター・日常生活用具等)の利用料の独自の軽減制度や、ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助、運営費補助制度について			
		国制度と同じ	利用料軽減制度を設けている	ホームへの独自補助制度等を設けている	※軽減内容、補助内容、2008年度実績
40	大口町		○		・地域生活支援事業(移動支援・地域活動支援センター・日中一時支援)の利用者負担について、障害福祉サービスと合算して減免を行っている。(2008年度実績:398,290円)
41	扶桑町		○		・地域生活支援事業の利用者負担金は、町民税所得割が16万円未満の場合、5%(軽減前10%)としている。(2008年度実績:661,160円)
42	七宝町	○			
43	美和町	○			
44	甚目寺町	○			
45	大治町	○			
46	蟹江町	○			
47	飛鳥村	○			
48	阿久比町		○		地域活動センターの利用料は無料。
49	東浦町	○			
50	南知多町	○			
51	美浜町	○			
52	武豊町	○			
53	一色町		○		地域活動センターの利用料は無料。
54	吉良町	○			
55	幡豆町		○		地域生活支援事業の一部(移動支援・日中一時支援)については、自立支援給付と統合した負担上限額を設け、利用者の負担軽減に努めている。ケアホーム等については、今後検討していく。
56	幸田町	○			
57	三好町		○		移動支援、地域活動支援センターは自立支援給付の上限月額と合算。27,676千円/年
58	設楽町	○			
59	東栄町	○			
60	豊根村	○			
61	小坂井町		○		利用料の軽減制度として、障害福祉サービスと合算して負担上限月額を設けている。(日常生活用具は除く)